

報告第8号

平成29年 6月27日

審 査 課

職員からの苦情相談について（28年度）

1 人事委員会の苦情相談制度について

- 平成17年4月施行の地方公務員法改正により、職員の苦情処理が人事委員会の権限とされ（地公法8条11号）、職員の給与、勤務時間その他勤務条件等一般職員に関する事項について苦情相談を行っている。
- 任命権者においても、「評価結果に係る苦情相談制度」や「セクシュアル・ハラスメント」についての相談窓口が総務局をはじめ各局・部所に設けられている。
- 平成27年7月からは、「パワー・ハラスメント」に係る相談窓口が総務局（全庁窓口）、各局・部所においても設けられている。

2 28年度の状況

- (1) 相談件数 実件数229件、延べ件数495件
- (2) 相談者の性別 男性92件、女性113件、不明（メール）24件
- (3) 項目別 パワハラ・いじめ55件、人事異動35件、福利厚生関係32件、給与関係21件、任用関係18件、その他68件

